

運 営 規 程

社会福祉法人 多摩大和園
やま と 苑

通所介護、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業
サービスセンターやまと苑運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人多摩大和園が運営するサービスセンターやまと苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護並びに東大和市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号通所事業（以下「東大和市総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は東大和市総合事業にあつては事業対象者に対し適正な指定通所介護又は東大和市総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の通所介護従事者は、要介護者、要支援者、事業対象者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあつては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 サービスセンターやまと苑
- 2 所在地 東京都東大和市狭山 2 丁目 1 2 6 4 番地 5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（他事業と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者 相談員 1 名
看護職員 1 名
介護職員 5 名

通所介護従事者は、指定通所介護及び東大和市総合事業の業務にあたる。
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画又

は第1号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を適確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 管理栄養士 1名（他事業兼務）

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画の作成、実施を主導し、栄養改善サービスの提供を行う。

5 調理員 委託

利用者の昼食等を調理する。

6 運転手 2名

利用者の送迎を行う。

7 事務職員等 1名（他事業兼務）

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間、サービス提供時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

3 サービス提供時間

指定通所介護等 午前9時から午後4時30分

東大和市総合事業 午前9時から午後4時

（利用定員）

第6条 指定通所介護及び東大和市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業の利用定員は35名とする。

（指定通所介護及び東大和市総合事業のサービスの提供方法、内容）

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

6 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

7 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) レクリエーション、音楽、制作活動、行事的活動、体操

8 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する、送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

9 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第 8 条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第 9 条 指定通所介護及び東大和市総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護及び東大和市総合事業のサービス提供記録の記載)

- 第 10 条 施設は、サービス提供した際には、その提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び東大和市総合事業の利用料及び支払いの方法)

- 第 11 条 指定通所介護及び東大和市総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の 1 割または 2 割または 3 割とする。
- 2 第 12 条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
 - 3 第 1 項および第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 指定通所介護及び東大和市総合事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 12 条 指定通所介護の通常の事業実施地域は、東大和市、東村山市とする。
- 2 東大和市総合事業の事業実施地域は、東大和市とする。

- 3 第1項の事業実施地域を越える地域かつ送迎を要する場合には、別途徴収するものとする。

(契約書の作成)

- 第13条 指定通所介護及び東大和市総合事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護従事者等は、指定通所介護及び東大和市総合事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護及び東大和市総合事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
- | | | |
|--------------------|-----|------|
| 防火責任者 | 管理者 | |
| 防災訓練（避難訓練、通報訓練を含む） | | 年12回 |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 指定通所介護及び東大和市総合事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

- 第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果的について、職員に十分に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(事故時の対応)

- 第20条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

- 第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。
- 2 施設は、個人情報に関して利用者より文書にて同意を得る。また、利用者は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を施設側に申し出、施設は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

(地域との連携)

- 第22条 施設は、地域住民及び各種ボランティア等と積極的に交流を図るとともに、協力関係を構築し、連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整理する。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人多摩大和園と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成20年5月28日 全面改正（平成20年4月1日遡及適用）

平成24年5月30日一部改正 平成24年6月1日適用

平成25年3月26日一部改正 平成25年4月1日適用

平成27年7月31日一部改正 平成27年8月1日適用

平成28年10月28日一部改正 平成29年1月1日適用

平成29年3月28日一部改正 平成29年4月1日適用

平成30年1月26日一部改正 平成29年4月1日遡及適用

平成30年3月27日一部改正 平成30年4月1日適用

令和元年10月1日一部改正・適用

令和6年3月18日一部改正 令和6年4月1日適用

別表

第 1 1 条（指定通所介護及び東大和市総合事業の利用料等）

介護保険給付対象サービスの利用料
（通常規模型通所介護）

6 時間以上 7 時間未満			
利用料	要介護 1	6, 1 5 5 円	1 日につき
	要介護 2	7, 2 6 2 円	1 日につき
	要介護 3	8, 3 8 9 円	1 日につき
	要介護 4	9, 4 9 6 円	1 日につき
	要介護 5	1 0, 6 2 4 円	1 日につき
7 時間以上 8 時間未満			
利用料	要介護 1	6, 9 3 5 円	1 日につき
	要介護 2	8, 1 8 9 円	1 日につき
	要介護 3	9, 4 8 6 円	1 日につき
	要介護 4	1 0, 7 8 2 円	1 日につき
	要介護 5	1 2, 0 9 9 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ		2 3 1 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ		1 8 9 円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6 3 円	
個別機能訓練加算Ⅰイ		5 9 0 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅰロ		8 0 1 円	
個別機能訓練加算Ⅱ		2 1 0 円	
A D L 維持等加算Ⅰ		3 1 6 円	1 月につき
A D L 維持等加算Ⅱ		6 3 2 円	
中重度者ケア体制加算		4 7 4 円	1 日につき
認知症加算		6 3 2 円	1 日につき
入浴介助加算Ⅰ		4 2 1 円	1 日につき
入浴介助加算Ⅱ		5 7 9 円	
若年性認知症利用者受入加算		6 3 2 円	1 日につき

科学的介護推進体制加算	4 2 1 円	1 月につき
介護職員等处遇改善加算 I	算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 9 2 に相当する額	1 日につき
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または 2 割または 3 割。	

（東大和市介護予防・日常生活支援総合事業）

独自サービス			
利用料	要支援 1	4, 5 9 5 円	1 回につき
	要支援 2	4, 7 1 1 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 I	要支援 1 9 2 7 円	1 月につき	
サービス提供体制強化加算 II	要支援 2 1, 8 5 5 円		
	要支援 1 7 5 8 円		
サービス提供体制強化加算 III	要支援 2 1, 5 1 7 円		
	要支援 1 2 5 2 円		
	要支援 2 5 0 5 円		
生活機能向上グループ活動加算	1, 0 5 4 円	1 月につき	
若年性認知症利用者受入加算	2, 5 2 9 円	1 月につき	
栄養改善加算	2, 1 0 8 円	1 月につき	
科学的介護推進体制加算	4 2 1 円	1 月につき	
介護職員等处遇改善加算 I	算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 9 2 に相当する額	1 月につき	
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または 2 割または 3 割。		

基準緩和型サービス		
利用料（3 時間以上・送迎あり）	4, 2 4 7 円	1 回につき
利用料（3 時間以上・送迎なし）	3, 7 5 2 円	1 回につき

科学的介護推進体制加算	4 2 1 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援 1 9 2 7 円 要支援 2 1, 8 5 5 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援 1 7 5 8 円 要支援 2 1, 5 1 7 円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援 1 2 5 2 円 要支援 2 5 0 5 円	
介護職員等処遇改善加算	送迎あり 1, 6 9 6 円 送迎なし 1, 4 9 6 円	1 月につき
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または 2 割または 3 割。	

介護保険給付対象外サービスの利用料

食材料費	1 食 8 5 0 円
通常の実施地域を越える交通費	事業所から通常の実施地域を越えて 1 km につき 1 0 円
その他日常生活費	1 利用者の希望による教養娯楽費用 実 費 (行事やクラブ活動による材料費や行事食等)
	2 紙オムツ、パット代 実 費